



中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

## ナビゲーション



### 6月の税務

4月決算法人の申告 10月決算法人の中間申告

26年4月以降消費税が増税され今年の12月の景気判断により来年の10月よりさらに2%の増税が予定されています。

また来年より基礎控除が4割も減額され相続税はもはや富裕層だけに課税される縁のない税金といえなくなってきました。

安易な相続税対策で借金ばかり増やしても喜ぶのは銀行だけです。

特に会社事業の承継をお考えのお客様、不動産オーナー様など個別にご相談に応じております。

土地建物についての譲渡売買については税金の知識がつきものです。

買い替え特例、特別控除のご相談も随時応じております。

土地建物を取得した場合、経費に含まれるものと含めなくてもよいものがあります。

必ず取得価格に含めなくてはならないものは固定資産税日割り精算額、仲介手数料、立ち退き料、取得に関連して公共団体に支出した寄付金などです。

土地ともに取得した建物の取り壊し費用等で1年以内に取り壊したものは土地の取得価格になります。

### 5月の労務

労働保険、社会保険の書類が届きましたら電子で処理致しますのでなるべく早めに給与資料（労働保険は26年1月～3月、社会保険は4.5.6月支払給と支払後）とともに弊事務所へお届け下さい。

源泉所得税の納期の特例の期限とも重なりますので早めのご対応をよろしくごお願い申し上げます。

また給付手続きが非常に煩雑な高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請もすべて電子で実施しております。

従業員が急に仕事をしていたけがをした（労災）、または私傷病により休んだ場合の休業補償給付請求ならびに傷病手当金支給申請についてもなるべくスピーディに処理致しますのでご連絡下さい。（顧問先限定）26年3月より非正規社員のためのキャリアアップ助成金の額が増額されました。助成金のご案内も顧問先限定で随時相談に応じております。

各々必要な添付書類、期限がございますので詳しくはご相談下さい。

### 事務所近況情報

消費税8%対応への切り替えのため現在会計ソフト切り替え、購入無料相談を承っております。

当事務所ではお客様で自計化をいただいているお客様につきましてはP C A会計が弥生会計を導入していただいておりますが（個人は除く）基本的に消費税8%対応ソフトは弥生会計に切り替えを推奨しています。当事務所ではJ D L、勘定奉行、旧弥生ソフト、P C A会計などの他の市販会計ソフトを弥生会計14に自動変換できるソフトがありますのでご相談下さい。

またインターネットバンキングご利用のお客さまの給与振込データ作成（一定の銀行、ソフト除く）または会計ソフト弥生への自動仕分け作成につきましても随時対応中ですのでご相談下さい。

現在以下の無料相談会予約受付中です。

平成26年改正の目玉である消費税税率アップによる会計処理御相談

平成27年1月より改正となる相続税のご相談（特に不動産管理・所有会社を利用した節税相談 保険、贈与を利用した対策）

開業、法人なり相談会

### 今月のお悩み相談

Q 派遣と請負、出向の違いは？

A 請負と派遣の違いは厚生労働省が基準を出しています。

労働者の労務管理や労働時間、服務規律などの管理をすべて自社で行っている。

独立した事業者として資金調達や法律上の責任を果たし業務に必要な機械設備等を自社で調達している

具体的には請負元より直接指示を受けて仕事をしていれば派遣となりますので請負先で仕事をする場合は必ず自社の従業員を管理する現場責任者をおかなくてはなりません。

その他単純な肉体労働でないこと（単価×人数×時間の契約でない）請負契約書を作成 瑕疵担保責任や善管注意義務が規定されていること等も必要です。

出向は在籍出向と転籍出向があります。出向の場合出向契約となり、出向者の給与負担金は給与扱いとなります。消費税の場合請負や派遣はかかりませんが出向の場合はかかりません。

**税理士  
社会保険労務士・行政書士  
林 敦子**

〒300-0835  
茨城県土浦市大岩田9 3 1 - 1 3  
TEL.029-886-4388  
FAX.029-886-4389  
税務・労務・許認可のワンストップ  
事務所です。中小企業経営革新支援  
機関認定事務所

**お得な助成金や融資制度**。

**助成金・融資サポート**

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>

Q 社会保険料過年度分まとめた場合の所得控除は？

社会保険料控除はその年において全額控除（延滞税のぞく）可能です。

Q 社会保険料の経費の扱いは

社会保険料は当月分の保険料は社員が在職している限り翌月末日までに納付することになっているため翌月支払分は損金計上可能です。（会社負担分）

一方決算賞与など未払のケースは、賞与は経費になっても対応する社会保険料は支払月の経費のため損金に算入されません。

また確定給付企業年金等の掛け金は支払った金銭等の支出が必要要件のため未払では損金算入できません。

労働保険料は法人が申告した日、または納付した日に損金算入していれば費用計上をすることができます。ただし従業員負担分はのぞきます。

Q マイカーを仕事で使わせる場合事故があったら会社が負担すべきか？

マイカーを仕事で使うためにはあらかじめルール作りが必要でしょう

会社には使用者責任がありますが、マイカー管理は基本的に自己責任です。

自動車運転の場合はその運行により害を与えた場合損害賠償義務は自動車保有者の責任とされています。

会社の指示でマイカーを業務利用する場合は許可制としガソリンなどの実費だけ負担その他の維持費については本人負担とします。

任意保険 対人無制限 運転免許証の写しを会社に提出義務化

[このページの先頭へ](#)

[RETURN TO TOP](#)

copyright©2012 林税理士社労士事務所通信 all rights reserved.